

電子同意の法的根拠と経緯

下記のような一連の法改正・通知・指針により、介護現場における電磁的記録による同意取得は、認められました。

01

令和3年1月25日

厚生労働省令第九号による
基準改正

省令改正により、「電磁的記録」による同意が法的に認められる。介護現場のデジタル化を推進する重要な第一歩となった。

02

令和3年3月16日

老健局から各都道府県への
通知

具体的な実施方法が示された。
事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、電磁的方法による交付、説明、同意等が可能に。

03

令和3年3月17日

専門委員会による
具体的指針

ケアプランや重要事項説明書等の具体的な文書についても電磁的記録による対応が「原則認める」とされた。より積極的な電子化の推進が示された。

Phase 1

令和3年1月25日 厚生労働省令第九号による基準改正



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

(令和三年一月二十五日 厚生労働省令第九号：ページ36、86など)

この省令により、「電磁的記録」による同意が法的に認められることとなりました。



この省令改正により、従来の紙ベースでの同意取得に加えて、電子的な方法での同意取得が正式に法的根拠を持つことになった。
これは介護現場のデジタル化を推進する重要な第一歩となる改正。

Phase 2

令和3年3月16日 老健局からの実施通知



「**指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について**」等の一部改正について

（令和3年3月16日 各都道府県介護保険主管部（局）長宛 厚生労働省老健局）

「事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。」



老健局から各都道府県への通知により、省令改正の具体的な実施方法が示された。
「事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で」という条件により、利用者の同意のもとで電磁的方法を使用できることが明確化された。

Phase 3

令和3年3月17日 専門委員会による具体的指針



「介護分野の文書に係る負担軽減について」

(介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 (第8回) 令和3年3月17日)

(令和3年3月17日 厚生労働省老健局)

「ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。」



これまでの経緯を受け、介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会が開催。専門委員会の報告により、ケアプランや重要事項説明書等の具体的な文書についても電磁的記録による対応が「原則認める」とされ、より積極的な電子化の推進が示された。